

令和5年度 香美市生活排水処理構想

令和5年12月

高知県香美市

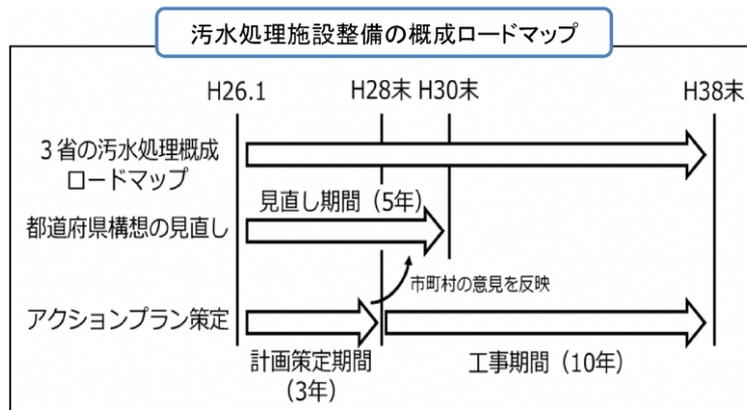
【目次】

1	生活排水処理構想見直しの経緯・目的.....	1
1.1	生活排水処理構想の概要.....	1
1.2	前回（現在）生活排水処理構想見直しの経緯.....	2
1.3	今回生活排水処理構想見直しの経緯・目的.....	2
2	香美市生活排水処理構想の見直し.....	3
2.1	香美市生活排水処理構想の見直し方針.....	4
3	参考（下水道と浄化槽）.....	6
3.1	下水道.....	6
3.2	浄化槽.....	6

1.2 前回（現在）生活排水処理構想見直しの経緯

現在策定済みの「高知県全域生活排水処理構想 2018」では、平成 26 年 1 月に汚水処理を所管する 3 省（国土交通省、農林水産省、環境省）より発刊された「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（以下、「マニュアル」という）」に基づき、国からの要請を受け、4 回目の見直しを実施しています。

なお、マニュアルの趣旨としては、「1.未整備地区における汚水処理の早期概成」、「2.既整備地区の効率的な改築・更新及び運営管理」及び「3.その他」とされ、本マニュアルで初めて時間軸の観点を取り込み、10 年程度（概成時期を令和 8 年度末に設定）を目途に汚水処理を概成させる方針が明示されています。



※概成の目安：汚水処理人口普及率95%以上

図 1.2 汚水処理施設整備の概成ロードマップ

1.3 今回生活排水処理構想見直しの経緯・目的

今回生活排水処理構想見直しは、令和 3 年度が 10 年概成の中間年度にあたることから、令和 3 年 11 月 11 日に 3 省連名による事務連絡「汚水処理施設 10 年概成に向けたアクションプランの点検・見直しについて（依頼）」が国より発出されたことを受け、高知県内でアクションプランの点検を行った結果、見直しが必要と判断されたことを受けて見直すものです。

なお、令和 4 年 11 月に高知県より、各市町村に見直しの依頼があり、現在本市においても見直しを行っております。

また、「高知県全域生活排水処理 2022 構想見直し要領」では、以下の方針を示しており、現在本市においてもこの方針に基づき、早期概成の目標達成に向けた構想とするため、「香美市生活排水処理構想」を見直しています。

- ◆ 令和 8 年度末の下水道整備進捗率 **95%**以上を目標にアクションプランの見直しを行う。
- ◆ 未整備処理区については、整備効果を再確認し、計画区域の縮小も検討する。
- ◆ 早期の整備促進のための手法を検討する。
- ◆ 令和 27 年度を最終年次（整備概成年次）とし、汚水処理人口普及率 **95%**を目標とする。
- ◆ 個別処理の普及が原因で概成の見通しがたたない市町村は、「市町村設置型浄化槽整備事業」を検討する。

2.1 香美市生活排水処理構想の見直し方針

先に示しました最新の人口動向やまちづくりの状況、既存の生活排水処理施設の設置状況を踏まえ、経済比較をした結果、B-⑥区域は引き続き下水道による整備が望ましく、他の区域については、個別処理（合併処理浄化槽による整備）が望ましい結果となりました。

なお、今回の結果を基に「高知県全域生活排水処理 2022 構想見直し要領」における令和 8 年度下水道整備進捗率 **95%** の目標達成見込み状況を確認すると達成可能な見込みとなっています。

このことから、今回生活排水処理構想の見直しでは、残整備区域のうち B-⑥区域を除き、下水道整備区域の縮小見直しとしたい方針です。

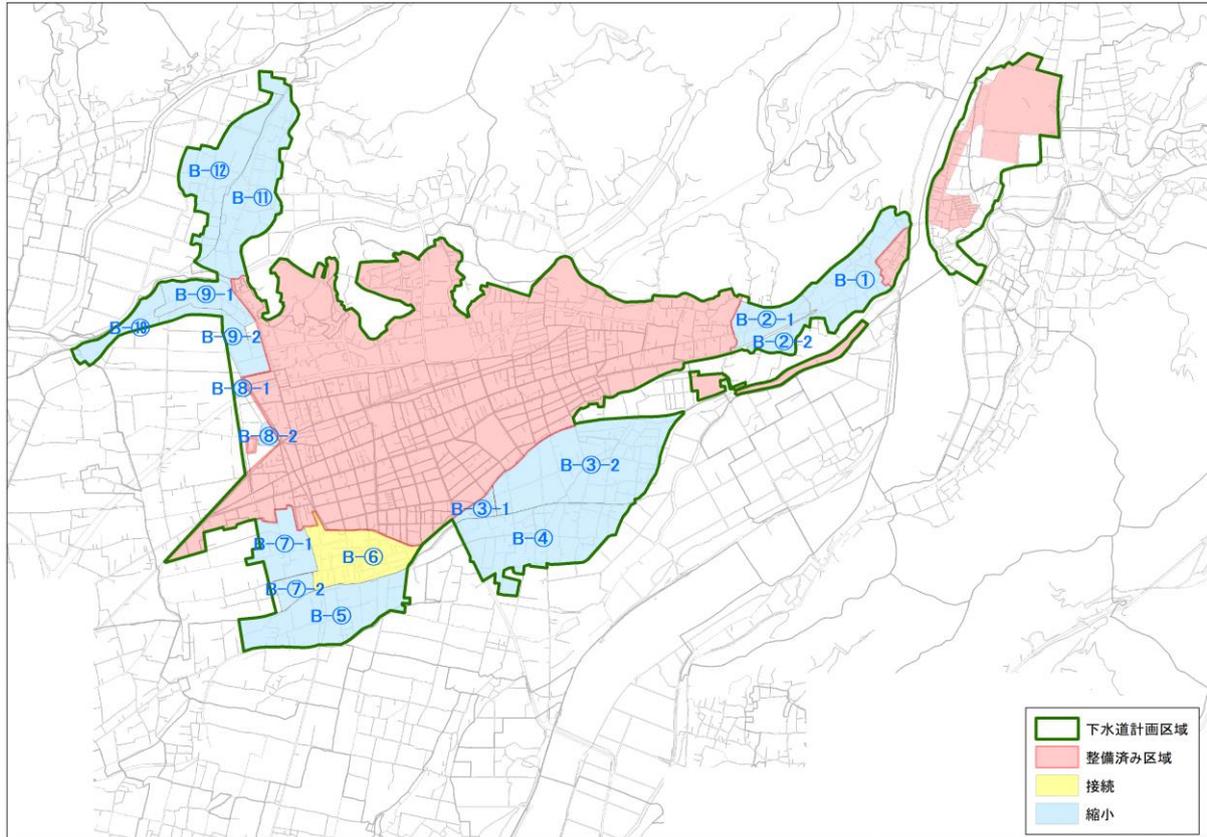


図 2.2 香美市生活排水処理構想の見直し方針

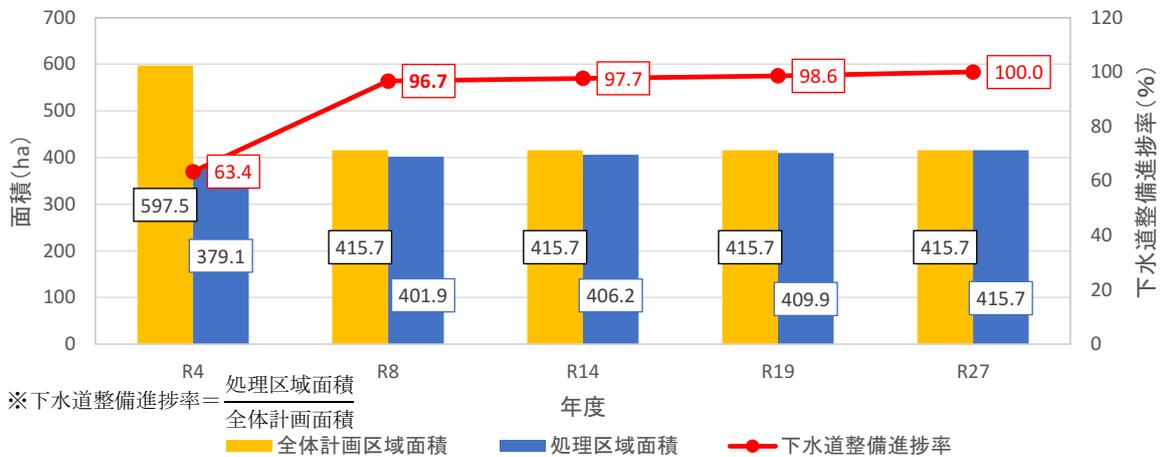
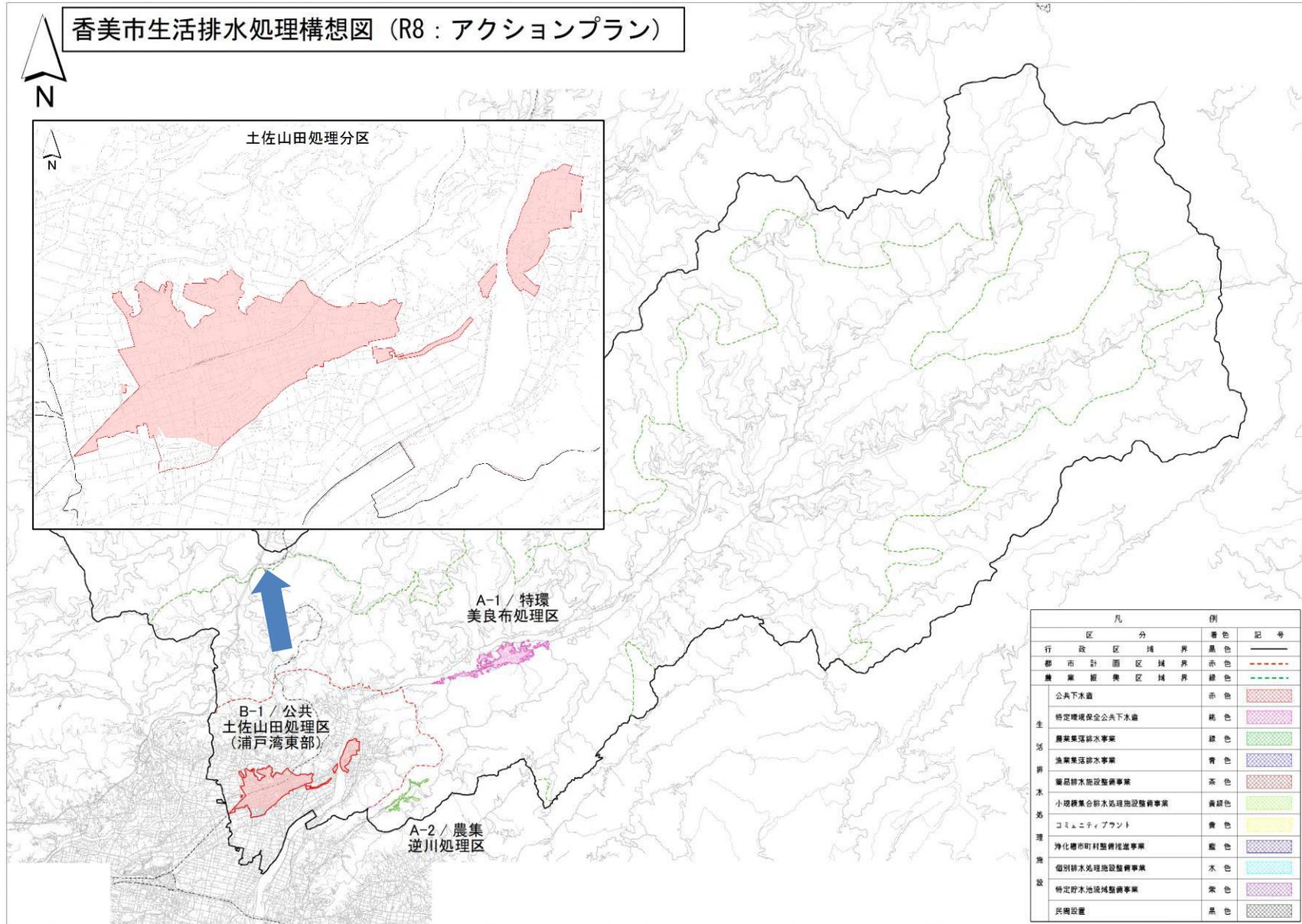
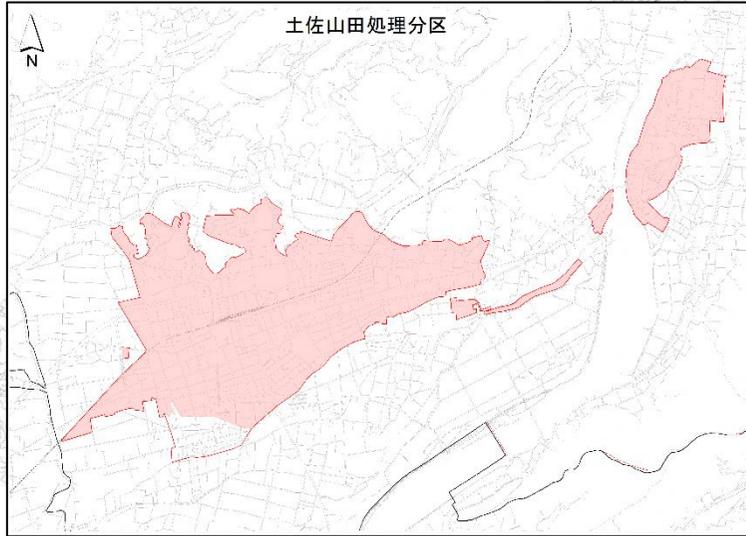


図 2.3 下水道整備進捗率目標達成見込み

香美市生活排水処理構想図 (R8 : アクションプラン)



凡	例
区 分	着色
行 政 区 域 界	黒色
郡 市 計 画 区 域 界	赤色
農 業 振 興 区 域 界	緑色
公共下水道	赤色
特定環境保全公共下水道	桃色
農業集落排水事業	緑色
漁業集落排水事業	青色
灌漑排水施設整備事業	茶色
小規模集合排水処理施設整備事業	黄緑色
コミュニティプラント	黄色
浄化槽市町村整備促進事業	藍色
個別排水処理施設整備事業	水色
特定貯水池流域整備事業	紫色
民間設置	黒色

3 参考（下水道と浄化槽）

3.1 下水道

「下水道施設」は、各家庭の台所、風呂、洗濯、水洗トイレ、事業所などから発生する汚水を排除する「管渠」と汚水を処理する「処理場」、また、これらの施設を補う「ポンプ場」から成り立っています。

処理場に集約された汚水は、沈殿などの物理的な方法や微生物による浄化などによってきれいな水にされ、河川などの公共用水域に放流されます。

下水管を布設し集約した後に処理するため、家屋が密集する街の中心地区に適しています。

下水道を利用する際は、受益者負担金として建設費の一部の支払い及び下水道使用料の支払いが義務付けられます。

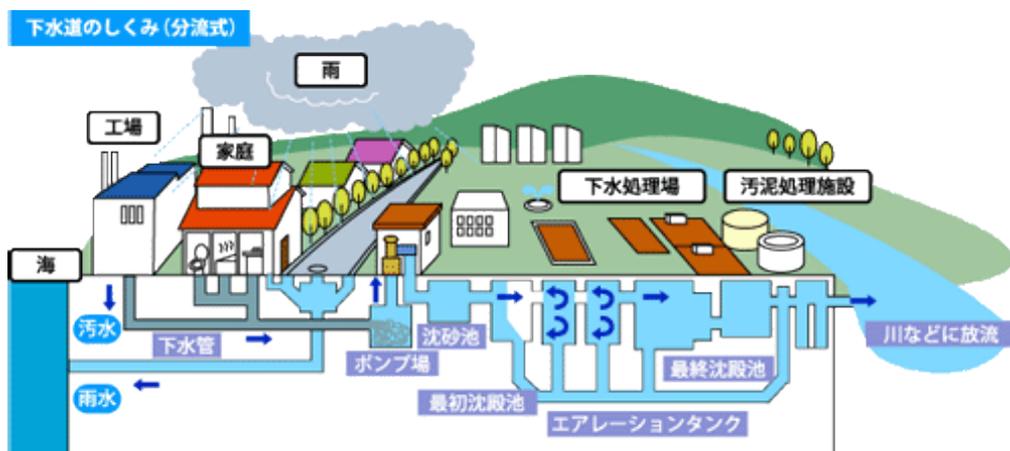


図 3.1 下水道の仕組み

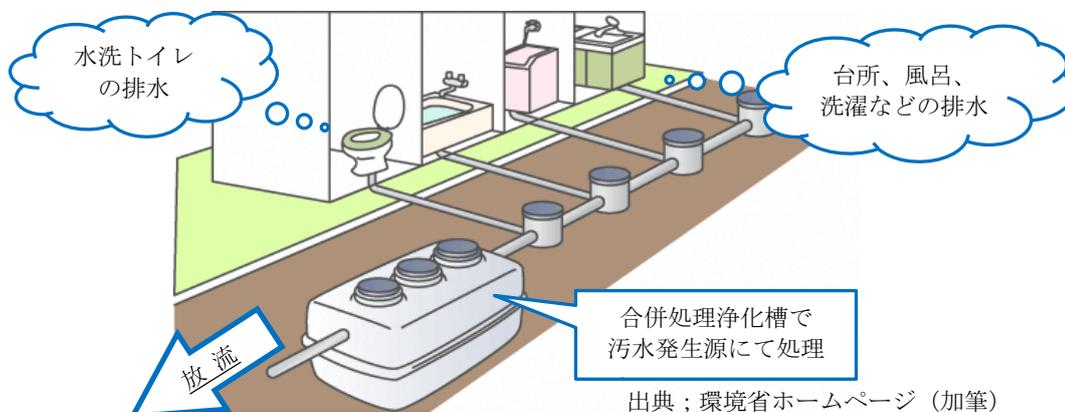
出典；国土交通省ホームページ

3.2 浄化槽

「浄化槽」とは、家庭の台所、水洗トイレ、事業所から排水される汚水を、各家庭や事業所にて処理を行う施設です。

各建物の同一敷地内にて処理するため、家屋と家屋の距離が離れた地区に適しています。

浄化槽を設置する際は、補助要件に応じた浄化槽設置整備事業費補助金を利用できます。なお、浄化槽を適切に管理するため、保守点検費用の負担が発生します。



出典；環境省ホームページ（加筆）

図 3.2 合併処理浄化槽の仕組み